

2020 年 11 月 4 日

各 位

株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木 強
問合せ先： 取締役 加藤 楠
TEL： 03-6433-5277
Email： info@stracap.jp

サンシャインH号投資事業組合による
京阪神ビルディング株式会社普通株式（証券コード：8818）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

この度、弊社及び対象者（以下に定義します。）株式の共同保有者である UGS アセットマネジメント株式会社は、両社を業務執行組合員として、民法の規定に基づき、京阪神ビルディング株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の取得等を目的とした任意組合であるサンシャインH号投資事業組合（以下「公開買付者」といいます。）を組成し、株主としての対象者への発言権を強化することを目的として、本日、対象者株式を金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定しました。なお、本公開買付けの具体的内容は、本日付「京阪神ビルディング株式会社株券（証券コード：8818）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（別紙）及び本公開買付けに関して公開買付者が 2020 年 11 月 5 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

弊社及び弊社の運営するファンドは、本日現在、対象者株式を合計で 2,887,800 株所有する対象者の株主です。弊社は、対象者に対して、2018 年 2 月以降、株主価値向上のための施策を提案し続けて参りました。しかし、弊社が 2020 年 6 月開催の対象者の第 97 回定時株主総会において提案した、株主価値向上のための株主提案（株主提案等に関する詳細は、弊社特設サイト「京阪神ビルディングの株主価値向上に向けて」(<https://realize-value-keihanshin.com/>) をご参照ください。) に対し、対象者取締役会は反対意見を表明し、また、株主総会后に重ねて行った弊社との面談においても対象者が弊社の考えに賛同しないことが明らかになり、現状のままでは、対象者取締役会が弊社の提案した方向に経営方針を転換することはないと判断するに至りました。なお、弊社は、2020 年 10 月 7 日に対象者取締役会に対してデューデリジェンス協力の申入れを行いましたが、現時点において、対象者の協力を得ることはできておらず、また、今後も対象者の協力を得ることのできる見込みはないものと判断しております。

<https://stracap.jp/>

弊社は、これまで、対象者取締役会に対して、株主価値向上のための施策を長期間にわたり繰り返し提案して参りました。今後、対象者の株主の皆様及び株式市場の関係者の皆様への必要な情報提供の範囲を超えた質問回答の応酬等によりいたずらに時間を渡過させることは、対象者の企業価値維持の観点からも、株主価値の向上の観点からも、好ましいものではないと考えております。対象者取締役会は、これまでの弊社とのやりとりを踏まえ、迅速に、本公開買付けに賛同する意見表明を行うこと、又は、公開買付け等の価格以上の価値を実現するための対抗案を明らかにすることによって、取締役としての責務を果たすべきだと弊社は考えます。

以 上

(添付資料)

2020年11月4日付「京阪神ビルディング株式会社株券（証券コード：8818）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

(別紙)

2020年11月4日

各 位

東京都港区赤坂六丁目5番38-807号UGSアセットマネジメント内
サンシャインH号投資事業組合
業務執行組合員 株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木 強
業務執行組合員 UGSアセットマネジメント株式会社
代表取締役 植頭 隆道

**京阪神ビルディング株式会社株券（証券コード：8818）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

サンシャインH号投資事業組合（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、京阪神ビルディング株式会社（証券コード：8818、株式会社東京証券取引所市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象者の名称

京阪神ビルディング株式会社

2. 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

3. 買付け等の期間

2020年11月5日（木曜日）から2020年12月17日（木曜日）まで（30営業日）

4. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,900円

5. 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,206,100 株	10,206,100 株	10,206,100 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (10,206,100 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限 (10,206,100 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。) 第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

6. 決済の開始日

2020 年 12 月 24 日 (木曜日)

7. 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 3 番 11 号

マネックス証券株式会社 (復代理人) 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2020 年 11 月 5 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上